

## 4 部活動中における事故発生時の対応（中・高等学校）

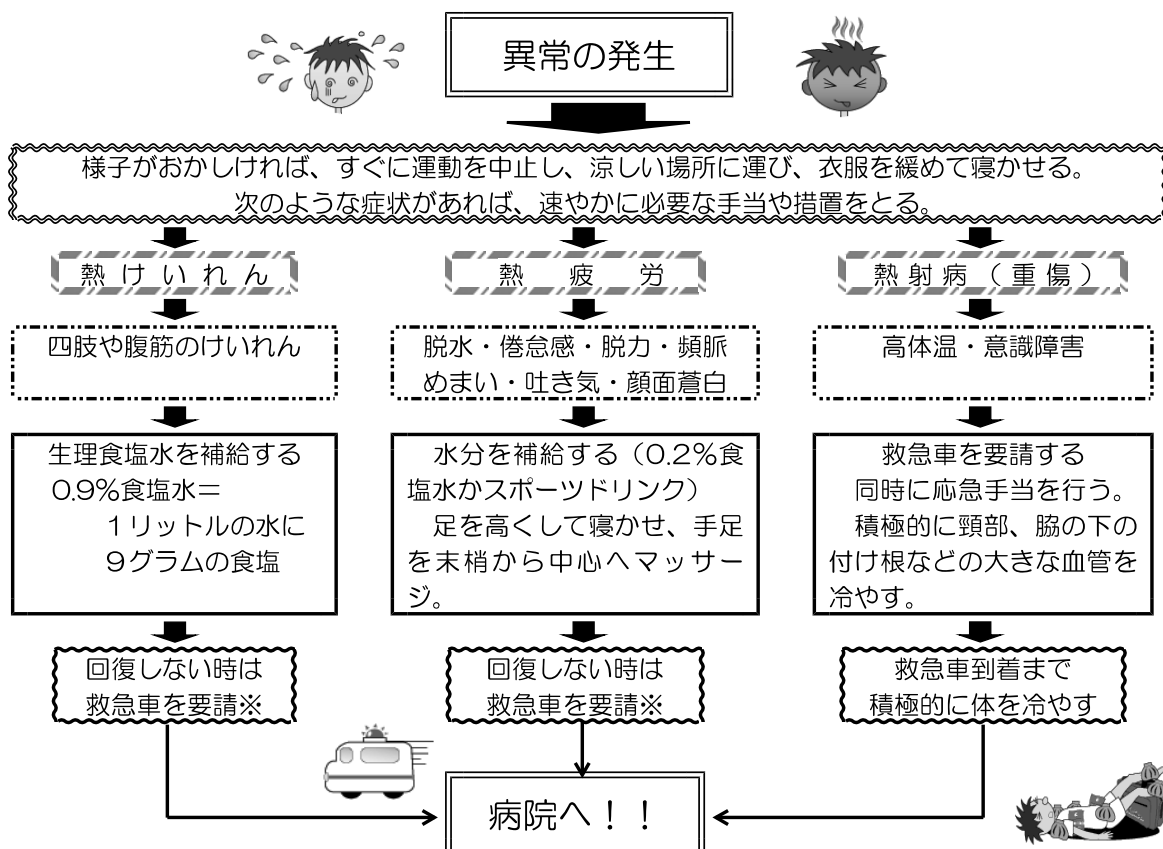
### 事例 「運動後に起こる熱中症」

野球部の夏合宿中、最高気温35℃の晴天の中で練習を終えたあと、6km離れた宿舎へ上級生とジョギングをしながら向かった。時々歩いたり、水分補給をしながら宿舎に到着した。水シャワーを浴びるころから、本生徒の会話の様子に異常がみられ、部屋へ運んだ。その後呼吸が苦しそうなったため、気道確保したが、しばらくして意識がなく、呼吸も激しくなったため、救急車で病院に搬送した。

### 熱中症の種類

- (1) 熱けいれん：大量の発汗があり、その中で水のみを補給した場合に血液の塩分濃度が低下して起こるもので、筋の興奮性が亢進して、四肢や腹筋のけいれんと筋肉痛が起こる。
- (2) 熱疲労：脱水によるもので、全身倦怠感、脱力感、めまい、吐き気、嘔吐、頭痛などが起こる。頻脈・顔面蒼白となる。体温の上昇は顕著ではない。
- (3) 熱射病：体温調節が破綻して起こり、高体温で種々の程度の意識障害が起こる。足がもつれる・ふらつく・転倒する・突然座り込む・立ち上がれない・応答が鈍い・意識がもうろうとしている・言動が不自然など少しでも意識傷害がある場合には、熱射病を疑う。

### 1 事故（事例）発生時の対応・・・応急処置



※ 症状が回復した場合でも、容態が急変することがあるので、保護者へ連絡し医療機関で受診させる。

## 2 事故発生の要因（参考資料2 参照）

- (1) 環境によるもの
  - ① 気温と湿度の高さ : 気温が高ければ熱中症の危険性も高くなるが、気温だけでなく湿度が高い場合にも発生する。
  - ② 直射日光・風の有無 : 発生時刻としては10時～16時と日差しが強くなる時間帯に多くみられ、風の有無も発生の要因となる。
  - ③ 急激な暑さ : 梅雨明けなどのように、急に暑くなった時に、体が暑さに慣れておらず発生することが多い。
- (2) 主体によるもの
  - ① 体力・体格等の個人差 : 体力の面では中学・高校においては低学年に多く、体格の面では肥満傾向にある人に発生しやすい。
  - ② 健康状態・体調・疲労 : 健康状態や体調が良くないのはもちろん、疲労や睡眠不足・食生活などの健康管理の面も発生に影響する。
  - ③ 暑さに慣れない・衣服の状況 : 暑さに慣れていない人は発生しやすい。温度や湿度の高さ、日差しの強さなどを考慮した衣服であるかも影響する。
- (3) 運動によるもの
  - ① 強度・内容・継続時間 : 学校管理下の熱中症発生のほとんどが体育・クラブ活動中であり、内容ではランニングやダッシュの繰り返し時に多く見られる。また、長時間にわたる活動も発生の原因となる。
  - ② 水分補給・休憩 : 長時間にわたる運動や多量の発汗により、運動能力が低下したり脱水状態となり、体温調節能力が低下して発生する。

## 3 未然防止の原則と指導のポイント

- (1) 環境条件に応じて運動する。  
直射日光の下で、長時間にわたる運動やスポーツ、作業をさせることは避ける。
- (2) こまめに水分補給する。  
屋内外にかかわらず、のどが渇く前にこまめに水分（0.2%食塩水・スポーツドリンクなど）を補給させ、適宜休憩を入れる。
- (3) 暑さに慣らす。  
急に暑くなった時には、運動量を軽くしたり、時間を短くするなどの配慮（暑熱馴化）が必要である。試験明け・休み明け・合宿初日など急な激しい運動は避ける。
- (4) できるだけ薄着にし、直射日光は帽子で避ける。  
衣服は軽装で吸湿性や通気性の高い素材のものを選び、屋外では帽子を着用し、防具を付けるようなスポーツでは、休憩中に防具や衣服を緩め熱を逃す。
- (5) 肥満など暑さに弱い人には特に注意する。  
暑さへの耐性には個人差があり、肥満傾向の人、体力の低い人、暑さに慣れていない人や熱中症になったことがある人などは配慮を必要とする。
- (6) 日ごろから健康観察を行い、健康管理に留意する。  
児童生徒の体力や健康状態を常に把握するように努め、異常がみられたら、速やかに必要な措置をとる。
- (7) 無理をさせない習慣付けをする。  
しっかりと食事、睡眠などの生活習慣の確立を指導し、心身に不調を感じたら無理をせず、申し出て休むよう習慣付けをする。

#### 4 その他の熱中症の事例

- (1) 夏期休業中、ラグビー部の県外合同練習に参加していた。他校チームと25分ハーフの試合後、日陰で20分程休憩、ミーティング、更衣、給水などをした。次の試合まで2時間以上あったので、30分のランニング練習に入った。60mグループ走の途中、指導教員が本生徒の顔色が悪いのに気付く、中止を指示し、日陰で休ませた。吐き気が続いたため救急車で病院に搬送した。  
(高等学校2年男子)
- (2) 柔道部活動時、他校武道場で合同練習を行っていた。準備運動、寝技、投げ込み後、乱取りの練習を始めたところ、本生徒が疲れた様子だったので、教師が休憩するよう指示した。しかし、意識がもうろうとして手の硬直が見られ、救急車で病院に搬送した。  
(中学校2年男子)
- (3) バレーボール部の活動中、体調が悪くなり見学した後、友人と一緒に下校した。下校途中、自転車を押しながら、ふらふらしつつも上り坂を上がったあと、後ずさりしながら後ろに倒れた。その後友人が渡したジュースを1本飲んだあと、意識がなくなりけいれんを起こしたので、救急車で病院に搬送した。  
(高等学校1年男子)
- (4) 試験休みの剣道部活動時、朝10時半から夕方18時頃まで練習をした。その後、練習や大会について、顧問教師から話があり、19時から練習を再開したところ、突然具合が悪くなり、道場の隅にうずくまった。横になって休むように指示をし、練習終了後、様子を見たところ、意識等に異常がみられたため、車で病院に搬送した。  
(高等学校3年男子)
- (5) 5・6年生合同の校外学習中、班別オリエンテーリングをしていた。出発後約60分で、2km程の所に達した時、本児童の足がもつれてきたため、木陰で休ませ、お茶を飲ませるなどしていた。しかし、顔色が悪く、口からよだれのようなものをたらし始めたので、救急車で病院に搬送した。  
(小学校6年男子)

#### 参考資料1 学校の管理下における熱中症死亡事例の発生傾向

##### (1) スポーツ種目別発生傾向(昭和50年～平成13年)

種目	野球	ラグビー	サッカー	柔道	剣道	山岳	陸上	バド	バレー	卓球	アト	ソト	テニス	バスケ	レスリング	その他
件数	33	14	11	11	8	7	7	4	4	3	3	2	2	2	2	3
														計		116

##### (2) 学校行事別(昭和50年～平成13年)

種目	登山	マラソン	長距離徒歩	遠足	サッカー	石段登り	農園実習
件数	7	4	3	2	1	1	1
						計	19

##### (3) 学年・性別発生傾向(昭和50年～平成13年)

学年	小3	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	高専5	計
男	1	3	1	12	12	3	53	30	9	1	125
女	0	0	0	1	3	1	2	2	1	0	10
計	1	3	1	13	15	4	55	32	10	1	135

参考資料2 熱中症予防のための運動指針

WBGT ℃	湿球温 ℃	乾球温 ℃	運動は 原則中止	WBGT31℃以上では、皮膚温より気温の方が高くなる。特別な場合以外は運動は中止する。
31℃	27℃	35℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険が高いため激しい運動や持久走などの熱負荷の大きい運動は避ける。運動する場合には積極的に休息をとり水分補給を行う。体力の低いもの、暑さに慣れていないものは運動中止。
28℃	24℃	31℃	警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり、水分を補給する。激しい運動では30分おきくらいに休息をとる。
25℃	21℃	28℃	注意 (積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに運動の合間に積極的に水を飲むようにする。
21℃	18℃	24℃	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21℃以下では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

WBGT(湿球黒球温度)  
 屋外:WBGT=0.7×湿球温度+0.2×黒球温度+0.1×乾球温度  
 室内:WBGT=0.7×湿球温度+0.3×黒球温度

- 環境条件の評価はWBGTが望ましい。
- 湿球温度は気温が高いと過小評価される場合もあり、湿球温度を用いる場合には乾球温度も参考にする。
- 乾球温度を用いる場合には、湿度に注意。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の注意が必要。

参考資料3 体温調節について

深部の体温は、環境温度が変化しても一定に保たれるようになっています。これは、体内での熱生産と体表面からの熱放散が体温調節中枢によって平衡を保っているからです。

暑いとき熱放散は主に汗の蒸発によって行われていますが、湿度が高いと制限されてしまい、うつ熱(※)が起きやすくなります。運動時には、筋で大量の熱が発生するため、熱の放散が問題になります。

激しい運動では、安静時の10～15倍の熱が発生しますが、これは、20～30分で体温を4℃上昇させる熱に相当し、熱放散が制限される条件下では、うつ熱が発生しやすくなるのです。

高温環境下の運動は、大量の発汗が生じるため、水分を補給しないと脱水になってしまいます。脱水になると、循環が悪くなるため熱放散の効率が低下し、さらにうつ熱が生じやすくなるのです。

※ うつ熱：体内に熱が溜まること

## 5 学校行事（校外）における事故発生時の対応（高等学校）

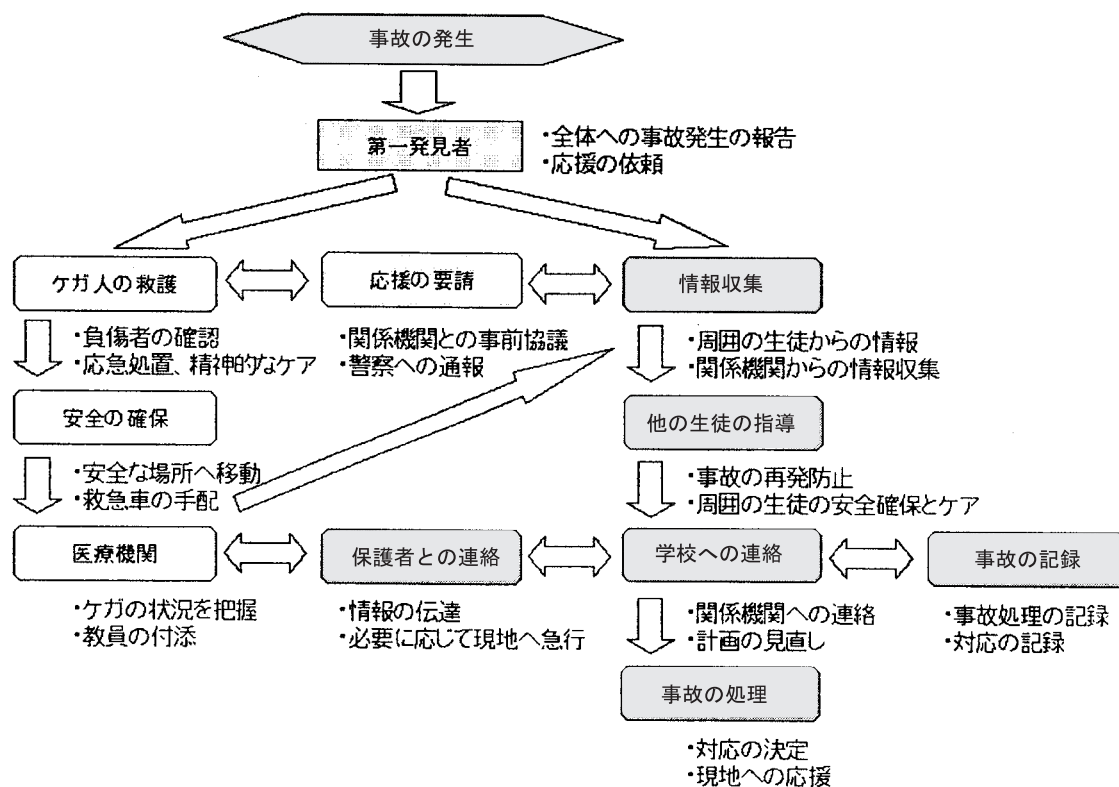
事例 「トレッキング中の滑落」事故

A高校1年生のキャンプ実習において、トレッキング中にD班の先頭を歩いていた生徒が滑落し、滑落してきた生徒が後続の生徒を巻き込み、数名の負傷者が出た。

### 1 事例における分析の視点

- (1) 事故の第一発見者は、直ちに参加者全体への事故発生を報告するとともに、負傷者の応急処置のための応援を要請する事が大切である。緊急連絡の方法も重要なポイントである。
- (2) 負傷者の応急処置を第一に考えるとともに、安全な場所へ移動させる。関係機関に応援要請を行い、迅速に対応できるようにする。  
事前に行動計画を関係機関に提出し、連携を深めておく必要がある。
- (3) 周囲の生徒を落ち着かせ、安全な場所へ移動させる必要がある。
- (4) 事故発生に関する情報収集を行い、事故の原因を究明するとともに再発防止に努めることが必要である。
- (5) 学校へ連絡するとともに、今後の対応について協議し、計画変更の有無について決定する。
- (6) 校外で体験学習を実施する場合は、生徒の活動能力に応じたフィールドの設定を行う事が重要である。活動において予測される危険要因に対してのトータルリスクマネジメント（環境・物的・人的要因）を行うことが必要である。

### 2 事故発生時の対応



### 3 緊急対応のポイント

#### (1) 被害生徒の応急処置と救助の要請

- ① 第一発見者は、全体への事故発生を報告するとともに、負傷者の応急処置についての応援を求める。

各引率者間の連絡方法については笛などのほか、事前に無線や携帯電話等を準備しておく。

- ② 引率者は、あらかじめ予想されるケガに対して基本的な応急処置の知識と技術を習得しておき、各自で救急用品を携帯する。

また、負傷者の搬送手段やルートについても事前に検討しておき、必要に応じて関係機関に応援要請できるように計画書の提出と協力の依頼をしておく必要がある。

#### (2) 情報収集

- ① 負傷生徒の確認を行うとともに、負傷の程度を把握した上で、救急車の出動要請を行うか否かを判断する。

負傷生徒を病院へ搬送する場合には、必ず学校関係者が同行する。診断結果や症状の変化等を引率責任者へ連絡する。

保護者が現地へ向かう場合には、保護者に同行する学校関係者と連絡を密にし、保護者の受け入れ態勢を整えることも重要である。

- ② 周囲の生徒を落ち着かせ、安全な場所へ移動させるとともに、事故発生に関する情報収集を行い、再発防止に尽力することが必要である。

#### (3) 役割分担の確認

- ① 最初に現場に到着した引率者が負傷者の応急処置にあたる。また、駆けつけた引率者とともに負傷者や周囲の生徒の安全確保を行い、迅速に情報収集することが必要となる。

その他、あらかじめ事故の発生が予想されるポイントに、指導者を配置するなどの対策も必要と考えられる。

- ② 引率責任者は、収集した情報から事故の原因を分析し、再発防止のために計画の見直しなどについても検討し、今後の対応についての原案を作成する。

- ③ 全ての引率者が、どのような役割であっても責任を果たすことができるように事前に研修を積み、安全管理についての判断基準を統一しておく必要がある。

#### (4) 学校への連絡・家庭への連絡

- ① 引率責任者は、すみやかに事故発生の状況と負傷者の氏名や負傷の程度について学校へ連絡するとともに、計画の見直しも含めた今後の対応について進言し、学校長の判断を仰ぐ。

- ② 保護者への連絡は、知り得た情報の範囲内で、事故発生の状況や負傷の程度等と今後の対応についての的確に報告することが大切である。憶測で判断することを避けることが重要である。保護者に現地へ向かってもらう必要がある場合には、学校関係者を同行させ、随時情報が入るようにする。

#### (5) 計画の見直しと生徒への心のケア

- ① 生徒の不安を解消するために事故の状況を生徒に説明するとともに、事故の原因を明確にし、再発防止に向けた指導を徹底する。

- ② 計画を変更する場合には、計画変更に伴う安全指導の徹底と安全に帰校することを第一目標とし、生徒に変更の理由を明確に説明する。

- ③ 心理的ショックが強く出ている生徒には、臨床心理士などの専門家によるカウンセリングを受けさせる。



## 4 未然防止のポイント

### (1) 安全対策の徹底

- ① 生徒の実態や活動能力に応じたフィールドを設定するとともに、活動の範囲を明示する。また、引率者全員が活動の範囲を把握し、範囲を逸脱する生徒の行動に留意する。
- ② 校外の施設を利用する場合には、利用施設の安全管理マニュアルを参考に、学校独自の安全管理マニュアルの作成が必要である。
- ③ 危険が予測される箇所については、あらかじめ生徒全員に指導する。また、起こりうる危険に対して、予知し、回避するための能力を身につけさせ、事故発生のメカニズムの理解と危険予知の能力を高める指導を行う。

### (2) 周到的な事前準備

- ① フィールド内における危険箇所をチェック表にまとめ、予想される事故についての具体的な対処方法をまとめておく。負傷者の搬送手段の確保についても検討しておく。
- ② 応急処置について、生徒に熟知させ、事故発生時における具体的な対処方法について実際に指導しておく。
- ③ 事故に対処することができるよう、関係機関に計画内容を事前に連絡し、協力体制を構築しておく。事故が発生した場合の連絡方法についても徹底しておく。事故の有無にかかわらず、活動日誌を作成しておくことも大切である。事故が起こった場合は、その事後処理に至るまでの経緯を「事故報告書」として作成する。

### (3) トータルリスクマネジメント

- ① 事故を未然に防止するには、環境要因・物的要因・人的要因の3要因について危険値を低下させる必要がある。  
環境要因：生徒の能力に応じたフィールドを設定した上で、天候の変化、フィールドの状態を考慮し、時には計画を変更するなどの柔軟な状況判断が必要である。  
物的要因：利用施設の把握と使用する道具等の点検をするとともに、使用における習熟度を高める。  
人的要因：安全に関する理解と認識を高めるとともに、危険に関する予測能力を高める。
- ② 事故発生時の緊急体制を速やかに確立できるように、引率者全員が安全管理の意識を共有するとともに、必要に応じて情報交換を行うなど研修を重ねておく必要がある。
- ③ 活動の目的を明確にし、安全管理マニュアルの作成が必要である。

## 救急車の出動要請マニュアル（例）

### 1 事故発生の状況

- 奈良県立A高等学校ですが、事前に報告しておりましたキャンプ実習のトレッキング中に滑落事故が発生し、（ 2 ）名の負傷しました。  
救急車の出動をお願いします。 ※出動する救急車の台数に関わる内容

### 2 事故発生の場所

- 事故は、（ 奈良 ）県（ 〇〇 ）郡（ 〇〇 ）村（ 〇〇 ）  
※計画作成段階でフィールドを含む地域の住所を確認しておく  
（ 〇〇 ）付近の（ 〇〇〇 ）で発生しました。  
※なるべく目印になるものをあげ、事故発生場所が特定できるようにする

### 3 負傷者の状況

負傷生徒は、高校3年生の男子（ 1 ）名と女子（ 1 ）名の計（ 2 ）名。

- ◇男子（ 1 ）名は、意識は（ ありません ）。  
※負傷の程度がひどい者から報告する  
（ 右側頭部 ）と（ 右腰部 ）を強打。（ 骨盤 ）骨折の可能性あり。  
※命に関わる部位の損傷の程度は特に重要 ※所見についても添えておく  
（ 右側頭部 ）と（ 右大腿部 ）から（ 激しい ）出血が見られます。  
※出血の程度についても重要
- ◇女子（ 1 ）名は、意識は（ あります ）。

（ 左膝 ）を強打。（ 膝 ）の靭帯を損傷している可能性あり。

応急処置にて患部をテープ固定しています。

（ 左膝 ）と（ 左肘 ）から少しの出血が見られます。

### 4 応急処置の指示を受ける

負傷者に対しては、どのような応急処置を行えばよいか指示をください。

- ※与えられた指示は、復唱し、周囲の人間にも理解してもらう。  
理解できない指示については、再度説明をもらう。



## 危険箇所チェックシート

点検実施日 平成 年 月 日( )  
 午前・午後 時 分  
 点検担当者 印

コース図	危険箇所	予想される危険
		危険要因に対する対処
	チェックポイントA	降雨後には流水の通り道となり、通行に危険がある。 実施前にコースの状況を確認するとともに、迂回ポイントを設定する必要。
	チェックポイントB	くだりの右折ポイントであるが、左側斜面が急に落ち込んでいる。 くだり降りる速さを調節するためのロープの設置と曲がり角で転落防止のロープを設置。教員の配置が必要。
	チェックポイントC	分岐点。コースは左折であるが、直進の道もある。 コース指示の看板等による誘導と教員による誘導が必要。
	チェックポイントD	ショートカットコースが自然にできている。 ショートカットコース内では、コースが部分的に判りにくくなり、コースを間違えてしまう危険性がある。コース指示板等によるコースの明示が必要と思われる。
	チェックポイントE	急なくだりのコース。 くだり降りる速さを調節するためのロープの設置が必要。
	チェックポイントF	急な登りの右折ポイント。階段となっている。 折り返しの階段付近で生徒がたまり、階段等で転落事故が起こった場合、たまっている生徒を巻き込む可能性がある。教員を配置し、十分な間隔をとって、階段をのぼらせる。
	チェックポイントG	付近に工場があり、トラック等の出入りもかなりあるが、カーブでもあるため、見通しがききにくい。 道路の左端通行を徹底するとともに、教員を配置し、注意を促す。
	避難ポイントC	自動車の進入が可能。 救急車の出動を要請した場合、Cポイントが救急車の到着場所となる。
	その他	

### Ⅲ 交通安全事例

## 1 登降園における事故発生時の対応（幼稚園）

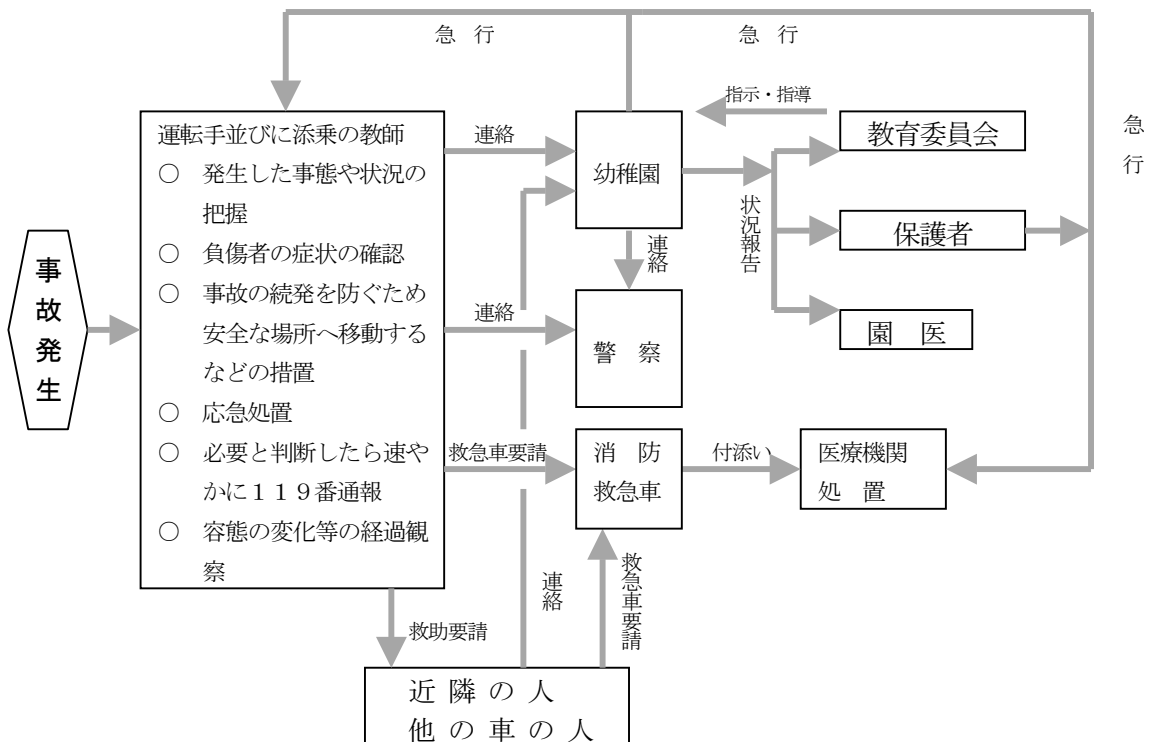
事例 「通園バスが事故に遭遇」

通園バスにて幼児をバス停まで送る途中、信号のない交差点で後続車に追突された。幼児は、座席などで激しく顔面や頭部を打ち、むち打ち状態となった。車内は泣きわめくなど大混乱となった。通園バスには乗務員2名（バス運転手と添乗の教職員）と幼児38名が乗っていた。幸い、運転手と添乗の教職員は軽い打撲ですんだ。

### 1 事例分析の視点

- (1) 事故発生後の対応として幼児のパニック状態を和らげるため、幼児一人一人に声をかけながら負傷状況を確認し、救助を最優先とすることが大切である。幼児は追突により顔面や頭部を強打しているため、直ちに救急車を要請する必要がある。
- (2) 連絡手段として、近くを走行している車や近隣の人家にお願いして、救急車の手配や園、警察への通報を依頼するなどの対応が求められる。（携帯電話を携帯していない場合。）
- (3) 二次災害の発生を防ぐため、幼児を安全な場所へ避難させるか、または、バスの中で待機させるかなど状況に応じて判断して対応する必要がある。
- (4) 運転手は日ごろから安全運転を心掛け、教職員は幼児に乗車の仕方や車内での安全指導などを徹底することが求められる。
- (5) 教職員は日ごろから、通園バスの故障や事故などを想定した訓練をしておくことが求められる。

### 2 事件事例 発生時の対応



### 3 事故発生時の対応

#### (1) 安全確保

- ① 連絡を受けた園長及び教職員は、速やかに救急車の要請、警察への通報を行う。
- ② 2名以上の教職員を直ちに現場へ急行させ、救助及び情報収拾、連絡役として活動する。
- ③ 通園バスの運行が不能になった場合は、事情を伝え、保護者に迎えに来てもらうよう依頼する。

#### (2) 状況把握

- ① 救急車が到着するまでに行った応急処置や容態の変化（呼吸・出血・嘔吐・顔色など）を記録し、救急隊に事故の状況とともに報告する。

#### (3) 保護者への連絡と対応

- ① 事故発生、負傷の状況を正確に伝えるとともに、負傷者が多数の場合は搬送先の病院が数ヶ所に分けられると考えられるので、園を対策本部として、病院名を正確に伝えるなど対応する。
- ② 管理職、担任等は、負傷した幼児を見舞うとともに、保護者に対して正確な報告をするなど誠意ある対応を行う。

#### (4) 関係機関への連絡

- ① 管理職は、教育委員会に事故の概要について第一報を入れるとともに今後の対応について指示を受ける。詳細が分かり次第、事故報告書を提出する。
- ② 必要に応じて園医に連絡を取り、応急手当等について指示を受ける。

#### (5) その他

情報の混乱を避けるため、関係機関や報道機関との対応は管理職が当たり、窓口を一本化する。

### 4 事後指導

#### (1) 事故防止についての事後指導

- ① 事故の状況を他の幼児にも伝え、車内での安全指導を徹底する。
- ② 恐怖心が幼児に残らぬよう、心のケアを図るカウンセリングを関係機関（臨床心理士など）に要請し実施してもらう。

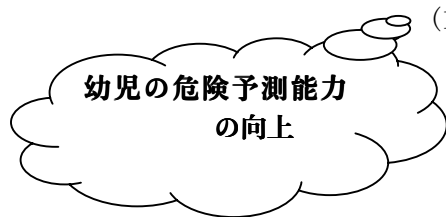
#### (2) 保護者への対応

- ① 必要に応じて、保護者会の開催や文書等により、事故発生の状況や事故原因及び今後に向けての指導方針等を保護者に説明する。

#### (3) 対応の評価

- ① 事故発生時の対応を事態収拾後に総括し、再発防止に向けた取組を実践する。

### 5 未然防止のポイント



#### (1) 安全指導

- ① 通園バスの乗降の仕方や車内での安全指導を徹底するとともに、日々確認をして幼児自ら実行できるようにする。
- ② バスに乗る時や車内での約束事などを扱ったビデオを視聴したり、掲示用の安全ニュースを壁面に貼ったりして啓発する。
- ③ 徒歩にて登降園する幼児や保護者には、交通ルールを守って歩くことを常に意識付ける。

教職員の  
危機管理意識の向上

(2) 職員研修

- ① 交通事故だけでなく、車両火災、故障などあらゆる事態を想定し、万が一事故が起こった場合に備えて、事故発生から救助、避難の手順や方法等を教職員が共通理解し、救急体制が円滑に行われるよう研修を行う。
- ② 職員間の役割や動きについて、園長不在時の対応についても考えておく。

(3) 安全管理

- ① 車両事故防止のため、運転手は始業前点検を徹底する。また、法定点検のほか、定期点検を受ける。
- ② バスの乗降に際しては、不審者の侵入に対処できるよう、入口付近に立って、防御できるようにするなど配慮する。
- ③ 停留所に保護者が迎えに来ていない場合、幼児を園まで連れて帰るなどの対応を行い、事故や誘拐防止を考慮する。
- ④ 欠席者確認票を作成し、その日にバスに乗って降園する幼児の把握を行う。
- ⑤ 常に安全確認を怠らず、事故防止に向けて教職員の意識を高める。

保護者との連携

(4) 保護者との連携

- ① 通園バスの利用について、懇談会等を通じて理解や協力を求める。
- ② 親子で交通安全教室に参加してもらい啓発するとともに、交通ルールの再確認を図る。徒歩にて一対一で登降園する保護者には、機会あるごとに声をかけ意識付けをする。

(参考資料)

地域社会や  
地域関係機関・  
団体との連携

(5) 地域社会との連携

- ① 普段から地元自治会や近隣の住民に対し、緊急時の支援や協力を依頼しておく。
- ② 園の行事に近隣の住民等を招待するなど、普段から幼児との交流を深め、園教育への理解を求める。

(6) 地域関係機関・団体との連携

- ① 自治体、警察署、消防署、園医などの関係機関に協力を求めて、事故発生時の対応についての訓練などを実施する。

- 《通園バス車内に常時備えておきたい物》
- 主に急な鼻血や嘔吐の応急手当に必要な物品として
    - ・ タオル ・ ぞうきん ・ ティッシュペーパー ・ ウェットティッシュ
    - ・ ビニール袋 ・ 脱脂綿
  - 伝言や幼児の様子などの記録用として
    - ・ メモ用紙 ・ 筆記用具
- \* 薬品類は駐車している間に高温になるため常備しておくことができない。

## 2 自転車通学における事故発生時の対応(中学校)

事例 「自転車通学の途中で事故にあった」

A君とB君は兄弟で、自転車を使用して通学をしている生徒である。家を出ようとしていたところ、A君の自転車がパンクしているのに気付いた。遅刻しそうであったので、B君の自転車に2人乗りをして家を出た。家の近くの見通しが悪い交差点に侵入したところ、出会い頭に自動車と衝突した。幸いにも2人ともヘルメットをかぶっていたため、命に別状がなかったものの救急車で運ばれる大けがを負った。その後、保護者から学校へ事故の連絡が入った。

### 1 事例における分析の視点

- (1) 事故の状況や生徒のけがの状態がどうなっているのか確認の必要がある。
- (2) 自転車の不具合に対して、対応が誤った原因の究明と対策が必要である。
- (3) 事故が起りやすい場所の把握や認識を生徒に広め、定着させる必要がある。
- (4) 交通ルールの必要性を認識し、遵守する態度を培う必要がある。
- (5) 個人の問題ではなく学校全体の課題として、事故が起きないように安全教育の徹底が必要である。

### 2 取組のポイント

- (1) 自転車通学生に対して、危険場所の意識付けを行う。(資料1)
- (2) 危険予測のスキルアップを行い、危険回避能力を高める。(資料1)
- (3) 生徒の交通安全に対する意識とマナーを高める。(資料2)
- (4) 自転車による交通災害を学習し、課題を明らかにする。(資料3)

### 3 取組の概要

- (1) 生徒の交通安全(とりわけ自転車)に対する意識を高め、事故防止につなげる。
- (2) 学活を利用した安全教育の内容と方法
  - ① 校区内危険個所マップづくり
  - ② 危険予測のスキルアップ
  - ③ 自転車に関する交通法規の学習
  - ④ 自転車の加害事象や過失相殺についての学習

### 4 今後の課題

- (1) 生徒の意識  
生徒は自転車が軽車両に属する交通用具であるという意識が低い。  
指導としては交通法規をクローズアップして指導することが必要である。また、加害者となる可能性をもっていることを意識化させ、マナー向上につなげていくことが必要である。
- (2) 教職員の意識  
登下校中は学校の管理下にあることを理解し、徹底した指導を継続的に行っていくことにより、「生徒の安全を確保する」という意識が必要である。

## 指導資料 1 (校区内危険個所マップづくり)

### ● 複数の小学校から入学してくる中学校を想定したもの (中学校第 1 学年～ 2 学年用)

#### (1) 題材設定理由

中学校期は新しい人間関係ができて行動範囲も広がる時期である。自転車の乗り方などについては、交通安全教室などを通して小学校で指導を受けているが、通学時には交通量も多く、長い距離を登校するため、あらゆる場所に様々な危険が存在することを認識させなければならない。そのため、校区内の危険個所への意識と、危険予測の基本的な能力を身に付けさせるため、この題材を設定した。

#### (2) ねらい

ア 校区内の危険な個所について知る。

イ 危険を予測し、回避するための基本的な力を身に付ける。

#### (3) 準備物

ア 校区の地図 (小さい地図を各班に 1 枚、大きな地図を 1 枚)

イ これまでに生徒が関係した事故の資料

ウ 視聴覚教材 (ビデオ等) 例「事故はなぜ起こるか」(学研)、「y o u は安全」(財団法人 都市交通問題調査会) など

学習活動	指導内容	留意点
① 本時の学習内容について聞く。(5分)	・ 登下校、特に自転車利用の場合の危険について意識付けを行う。	
② 班に分かれて校区の地図を利用して登下校中などの危険を感じた場所について、その内容を出し合う。(15分)	・ 班に校区の地図を 1 枚渡し、危険個所と内容について地図の中に記入させる。	・ 通学路や目印になる建物等を記入させる。
③ 班から出された意見を大きな地図に集約する。(10分)	・ 大きな地図を用意し、各班の意見を集約させる。 ・ 実際に生徒の関係した事故があればその場所と内容を伝え、実感をもたせる。	・ 実際の事故については、本人や関係者に了解を得る必要である。
④ 危険予測に関するビデオを視聴する。(10分)		・ 課題となる内容を確認する。
⑤ 授業の感想を書く。(10分)	・ 生徒の意識を確認し、現状を把握する。	

#### (4) さらに時間がとれるならば

「きみには危険が見えているか」(財団法人 日本交通安全教育普及協会) などを使って危険予測の学習をし、「y o u は安全」(財団法人 都市交通問題調査会) などのビデオを視聴することで、危険回避能力を高める。



## 指導資料 2 (自転車に関する法律)

- 自転車通学を認めている中学校で、自転車通学に慣れた時期を想定

(中学校第 1 学年～ 2 学年用)

(1) 題材設定理由

自転車通学に慣れて来た時期に、自転車通学のルールやマナーを再確認する。

法的な根拠が存在することや、交通社会人としての自覚をもつことが必要であると考え、この題材を設定した。

(2) ねらい

自転車に関する法律を知ること、ルールやマナーの意識付けを強める。

(3) 準備物

「中学校 自転車安全指導マニュアル」(財団法人 日本交通安全教育普及協会)

「中学生期に多い交通事故」(学研) など

学習活動	指導内容	留意点
① 本時の学習内容について聞く。(5分)	・ 自転車について並列走行、二人乗り、歩道の走行などについて考えさせる。	・ 自転車に関する法律など、生徒の関心を高める。  ・ コンテスト形式などでも良い。
② ビデオ視聴「中学生期に多い交通事故」(10分)	・ 事故の人的要因について考えさせる。	
③ 自転車に関するクイズをする。(20分)	・ 診断テストを行い、採点をさせる。	
④ 先生の話聞く。	・ 並列走行、二人乗り、歩道の走行などの法律的根拠について話をする。	
⑤ 授業の感想を書く。(10分)		

- (4) 自転車に関する法律(道路交通法)を示し罰金や科料などについて学習し、交通安全に対する意識を高め法律に関する意識を強くもたせる。

①【一年以下の懲役又は十万円以下の罰金】

- ・ 歩道を走行中、お婆さんとぶつかり、お婆さんが倒れて何も言わないのでそのまま走り続けた。(自動車ならひき逃げ)〔第百十七条 五〕

②【三月以下の懲役又は五万円以下の罰金】

- ・ 急いでいたので信号無視をした。〔第百十九条 一の二〕
- ・ 踏み切りを一時停止せずに横断した。〔第百十九条 二〕
- ・ 歩行者が横断歩道を通行中に、その間をかつこよくすり抜けた。〔第百十九条 二〕
- ・ 見通しの悪い交差点に徐行しないで侵入した。〔第百十九条 二〕

③【五万円以下の罰金】

- ・ 夜、ペダルが重たくなるのでライトを点灯しないで走った。〔第百二十条 五〕
- ・ 友だちを後ろに乗せ、二人乗りで走った。〔第百二十条 十〕

④【二万円以下の罰金又は科料】

- ・ 友だちと話をしながら楽しく並んで走った。〔第百二十一条 五〕
- ・ 友だちの自転車の後ろに乗せてもらった。〔第百二十一条 六〕
- ・ 歩道を走行中、自転車の接近を知らせるためにベルを鳴らした。〔第百二十一条 六〕

### 指導資料3 (加害責任・過失相殺)

● 中学校で単車に興味の出てきた時期を想定したもの (中学校第2・3学年用)

(1) 題材設定理由

自転車は、自損事故だけでなく加害者になりうることもあるという意識をもたせる。特に、補償問題など事が重大になるケースも多く見られることからしっかりとした自覚をもち、交通社会人として責任ある行動がとれるようにすることが必要であると考え、この題材を設定した。

(2) ねらい

自転車乗車中にかかわる事故責任と補償について理解させ、事故が及ぼす様々な影響を知り、安全走行が出来るよう意識の向上を図る。

(3) 準備物

「中学校 自転車安全指導マニュアル」(財団法人 日本交通安全教育普及協会)  
「中学生期に多い事故」「交通事故を防ぐために」(学研) など

学習活動	指導内容	留意点
① 本時の学習内容について聞く。(5分)	・ 自転車に関係する事故について考えさせる。	・ 自転車も加害者になりうることを印象付ける。
② ビデオ視聴 (10分)		
③ 事故がおよぼす影響について話し合う。(15分)	・ 自分が事故にあったり、事故を起こしたりした場合、相手や家族がどのような気持ちを抱くかなどなどについても考えさせる。	・ 具体的事例でわかりやすく印象に残るようにする。 また、過失相殺についてもふれる。
④ 事故の責任と補償について考えてみる。(10分)	・ 事故を起こした場合、生徒自身が加害者になりうる可能性があることや責任と補償という問題が生じることを理解させる。また、保険についての話も加える。	
⑤ 授業の感想を書く。(10分)		

(4) 〈刑事責任〉【5年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金】

車を運転して、事故を起こした。〔刑法211条〕

(5) 〈民事責任〉【1億円?】

交通事故を起こした人は、被害者に損害を賠償しなければならない。〔民法709条〕  
例) 傘をさして自転車を走行中、路地から出てきた自転車と衝突。相手が脳挫傷で3か月後に死亡した。(1,000万円)

(6) 保険

T Sマーク保険、S Gマーク保険、自転車総合保険、交通傷害保険など。

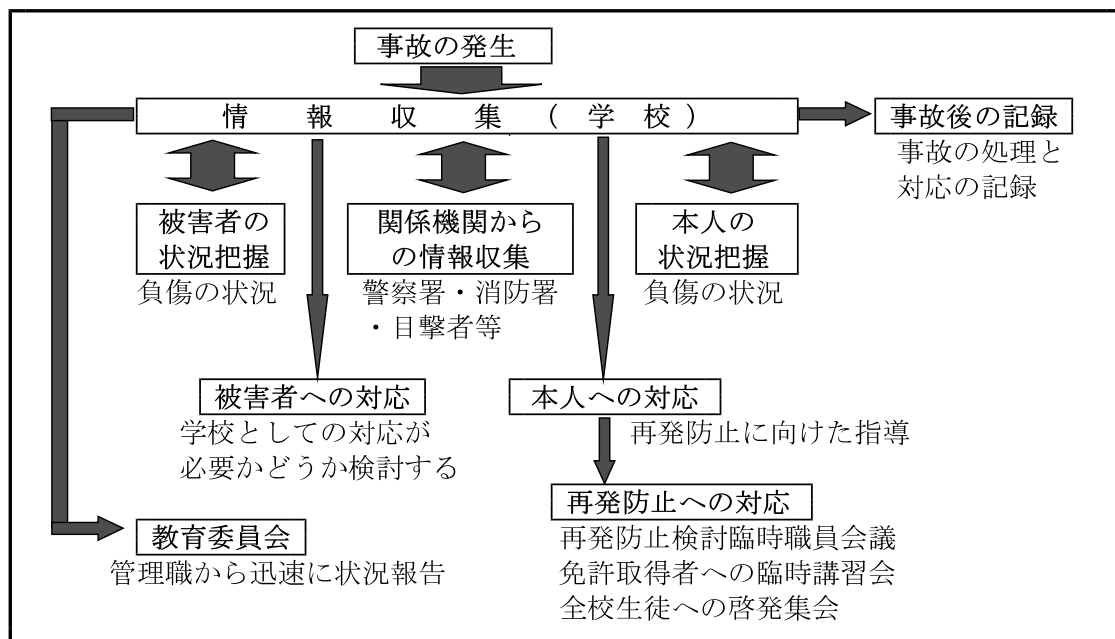
### 3 二輪（四輪）車事故の責任と賠償にかかわる問題への対応 （高等学校）

事例 「原動機付自転車二人乗りによる追突事故発生」  
 A高校2年生の男子生徒二人が、原動機付自転車に二人乗り（定員外乗車）で走行。運転していた生徒A君が、後部の生徒B君との会話に夢中になり、前方不注意で別の男性が運転していた原動機付自転車に追突した。被害者の男性は全身を強く打ち、救急車で病院に運ばれ入院した。また、A君及びB君も全身に擦り傷や打撲を負った。目撃者の通報により全員病院へ運ばれた

#### 1 事例における分析の視点

- (1) 事故の連絡を受けた学校関係者は、学校長及び関係職員に直ちに報告する。  
 関係職員（学級担任・学年主任等）を中心に保護者・警察署・病院等と連絡を取り、情報収集に努める。被害者・加害者生徒の負傷状況を正確に把握する必要がある。把握した情報を踏まえてその後の対応策を検討する必要がある。
- (2) 生徒のけがの治療・回復を優先し、本人が精神的にも身体的にも落ち着いてから、本人及び保護者から状況説明を受ける必要がある。
- (3) 被害者の情報も収集し、学校として対応が必要かどうかについても検討する。
- (4) 本人・保護者・警察署・目撃者等からの事故発生に関する情報収集を行った後、事故の原因を究明し、再発防止に向けた取組が必要である。

#### 2 事故発生時の対応



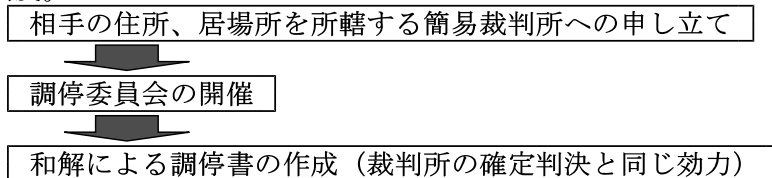
#### 3 緊急対応のポイント

- (1) 情報収集
  - ① 負傷生徒の状況確認を行うとともに、負傷の状態を把握し、学校としての初期対応を迅速に行う。初期対応の適否が、重要なポイントとなる。
  - ② 関連諸機関（警察署・病院・消防署・目撃者等）からの事故発生に関する情報収集を行う。
  - ③ 被害者の負傷状況等についても情報収集を行い、学校の対応、保護者への助言等について検討する。
  - ④ 生徒のけがの治療・回復を優先し、本人が精神的にも身体的にも落ち着いてから、本人及び保護者から状況説明を受ける。

- (2) 役割分担の明確化
  - ① 最初に連絡を受けた教職員が情報収集に努めるとともに、迅速に学校長をはじめ関係職員に連絡をする。次いで、学校長を中心に教職員の役割分担を決め、迅速に情報収集に努める。
  - ② 収集した情報から事故の原因や生徒及び被害者の負傷状況等を分析し、今後の対応についての原案を作成する。
  - ③ 全ての教職員が事故発生時、どの役割についても任務を果たす事ができるよう事前にマニュアルを作成し、事故発生時の対応・判断基準を統一しておく必要がある。
  - ④ 関係機関や報道機関への対応は校長・教頭があたり、窓口を一本化する。
- (3) 保護者・関係機関等との連携
  - ① 事故発生の状況や生徒の負傷の程度、被害者の氏名や負傷の程度等について保護者及び関係機関と連携を図り、今後の対応について学校長の指示を得る。
  - ② 管理職は速やかに教育委員会へ報告すると共に、今後の対応について協議する。
- (4) 再発防止に向けての対応策の検討
  - ① 事故の原因を明確にし、再発防止に向けた対策を検討するとともに、全校生徒への交通安全指導を徹底する。
  - ② 運転免許取得生徒に対して緊急の講習会を実施し、その中で事故発生の状況を説明し、事故再発防止に向けて様々な事例を挙げ、交通安全の重要性について意識の向上を図る。
  - ③ 教職員は事故発生時の対応を事態収拾後に総括し、対応の方法や日頃の取組について点検・評価を行い、改善に努める。

#### 4 事故をどのように解決するか

- (1) 示談による解決  
事故の大部分は当事者の話し合いによる示談で解決される。後日の争いを避けるために示談の内容を明確にしておく必要がある。(示談書)
- (2) 調停による解決  
示談がスムーズに進まない場合の次の手立てとして、迅速で妥当な解決を目的とした制度。



- (3) 裁判所の勧める和解

